

秦野市市営住宅条例の一部を改正することについて

秦野市市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年2月23日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

次の理由により、改正するものであります。

- (1) エレベーターのない薬師原団地の高層階に子育て世帯等を対象として「期限付き入居制」を導入すること。
- (2) 老朽化木造戸建市営住宅集約事業の一環として、柳川住宅を廃止すること。
- (3) 市営住宅の附属施設である駐車場の使用料について、その表記を「利用料」に改めること。



秦野市市営住宅条例の一部を改正する条例

秦野市市営住宅条例（平成9年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 市営住宅等の管理（第19条―第59条）」を「第3章 市営住宅等の管理（第19条―第59条の2）」に改める。

第59条の見出し中「使用等」を「利用等」に改め、同条第1項中「使用する」を「利用する」に改め、同条第2項及び第3項中「使用料」を「利用料」に改め、同条第4項中「使用に関し」を「利用について」に改める。

第3章第59条の次に次の1条を加える。

（期限付入居に係る住戸）

第59条の2 市長は、第19条第1項の規定による公募の都度、規則で定める入居申込者について、10年間の期限を設けて入居を許可する住戸（以下この条において「期限付住戸」という。）を薬師原団地の4階及び5階の住戸のうちから指定する。

2 市長は、期限付住戸への入居を決定したときは、その入居期間について入居者に説明しなければならない。

3 期限付住戸の入居者に係る第36条第1項に規定する入居の承継を市長が承認する期間は、その入居期間の残期間とする。

4 入居者は、自己の都合により期限付住戸を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の1か月前までに市長にその旨を届け出なければならない。

5 市長は、期限付住戸の入居者（入居期間が1年以上の者に限る。）に対し、入居期間が満了する1年前から6か月前までに、入居期間が満了する旨の通知をしなければならない。

6 市長は、入居者からの申出に基づき、10年間の入居期間の満了の時点において、規則で定める要件の全てに該当する入居者の入居期間を、次の各号のいずれか早い日を限度とし、1回に限り更新することができる。

(1) 入居期間の更新の日から起算して5年を経過する日

(2) 扶養している子が中学校を卒業する日の属する月の末日

7 期限付住戸の入居者には、第20条第7号及び第8号並びに第34条の規定は適用しない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

別表中柳川住宅の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(秦野市定住化促進住宅条例の一部改正)
- 2 秦野市定住化促進住宅条例(平成28年秦野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「使用料」を「利用料」に改める。

第20条の見出し中「使用等」を「利用等」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「使用料」を「利用料」に改め、同条第3項前段中「使用料」を「利用料」に改め、同項後段中「使用の承認」を「利用の承認」に、「使用料」を「利用料」に改め、同条第4項中「使用」を「利用」に改める。